

コンプライアンス宣言

一般財団法人なら建築住宅センターは、建築物の安全性の確保、適正な維持保全の推進及び質の向上に関する業務を通じて、安全・安心な建築物の供給に寄与するため公平・公正で透明性の高い業務の実施に努めてまいります。

私たち役職員一同は、事業を遂行するにあたって守るべき重要な事項を次のとおり定め、あらゆる局面において、法令・社会規範及び当センターの規則等を遵守することを宣言します。

1. 信頼の確保

建築物の安全性の確保等に関する業務を遂行するに当たり、業務を健全に運営し、お客様及び社会からの信頼の確保に努めます。

2. コンプライアンスの徹底

お客様及び社会の信頼に応えるため、コンプライアンスを全ての行動の基本とし、法令・社会規範及び当センターの規則等を厳正に遵守し、誠実かつ公平・公正な事業活動を行います。

3. 事業活動に関する知識の向上

建築物の安全性の確保等にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。

4. 事業活動に関する情報開示

当センターの事業活動に関する情報を適切かつ公正に開示し、その透明性を高めます。

5. 情報の適切な管理

個人情報の適正管理の重要性を認識し、法律に基づいて取得・保有・利用し個人情報をみだりに他に知らせたり、不当な目的に利用しません。また業務上知り得た相手先の機密情報を他に漏洩しません。

6. 問題発生時への適格かつ迅速な対応

問題への対応にあたっては、速やかに事実関係を把握し、適格かつ迅速に行動します。

7. 不当な要求への対応

反社会的勢力等からの違法、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

制定日：平成22年4月1日
一般財団法人なら建築住宅センター